

(趣旨)

第1条 学校法人札幌大学(以下、「法人」という。)が設置する学校(以下、「大学等」という。)の学費等納付金(以下、「学費等」という。)について、金額、納付期日及びその他必要な事項を定める。

(学費等の金額及び納付期日)

第2条 学費等納付金とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 学費：入学金(復籍料)、授業料(研究生研究料、委託学生料、科目等履修料、特別科目等履修料、特別授業科目受講料)、実験実習料、施設設備費、教育充実費及び在籍料

(2) その他の納付金：入学検定料、転・編入学試験料、再入学試験料、研究生認定料、委託学生認定料、科目等履修生認定料、特別科目等履修生認定料

(3) 証明書等発行手数料

2 前項第1号及び第2号に関する納付金額及び納付期日については、別表に定める。

3 第1項第3号に関する納付金額及び納付期日については、常勤理事会の議を経て別途定める。

(学費等の納付方法)

第3条 学費等の納付方法は、原則として、法人が指定する口座への振込みによるものとする。ただし、納付方法について別に指定がある場合、またはやむを得ない理由があると認められる場合は、現金による直接納付をすることができる。

(既納の学費等)

第4条 既納の学費等は、返還しない。ただし、入学手続きに係る取扱いはこの限りではない。

(休学期間の学費等及び納付期日)

第5条 休学期間の学費等及び納付期日は、別表に定める。

(退学を願い出る者の学費等)

第6条 退学を願い出る者は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、別に定める日までに退学の願い出を提出した者は、この限りではない。

2 前項において、学費等納付金納付期日が大学の休業日の場合は、納付期日の翌業務日までとする。

3 退学を許可された者のうち、第1項に該当し、学費等納付金の返還を希望する者は所定の学費等納付金返還願を提出しなければならない。

(未納者の措置)

第7条 学費等を納付期日までに完納しない者には督促を行い、なお納付しないときは、学長はこれを除籍することができる。

2 前項により除籍となった者の復籍に関する取扱いは、大学等の復籍に関する学務規程に定める。

(学費等の延納)

第8条 理事長は、経済的理由または他にやむを得ない理由により、第2条に定める納付期日までに学費等の納付が困難であると認められる場合は、授業料、施設設備費及び教育充実費について延納を許可することがある。

2 学費等の延納を希望する者は、第2条に定める納付期限までに、所定の学費等延納願を提出し、許可を得なければならない。

3 学費等の延納の納付期限は、理事長が別に定める日までとし、その間の納付を猶予する。

4 猶予期間中は、学生の権利及び大学等からの受益について仮行使が認められる。

5 猶予期間が過ぎても授業料、施設設備費及び教育充実費が完納されないときは、第2条に定める納付期日の翌日をもって除籍する。

6 高等教育の修学支援新制度の対象となった学生については、第2項の規定にかかわらず、第3項の規定に定める日まで、納付を猶予する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和43年9月29日から施行する。

《 中 略 》

附 則（令和3年4月1日）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
（特例措置）
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した場合における学費等の延納については、第8条第3項の規定にかかわらず、常勤理事会の議を経て理事長が定める日まで納付を猶予できる。

附 則（令和3年5月25日）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表のうち、女子短期大学部に係る内容については、札幌大学女子短期大学部の廃止に係る文部科学大臣認可の日（令和5年6月30日）から施行する。
（特例措置の廃止）
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した場合における学費等の延納については、令和4年度をもって廃止する。

（特例措置）

- 3 家計が急変した場合における学費等の延納については、第8条第3項の規定にかかわらず、常勤理事会の議を経て理事長が定める日まで納付を猶予できる。

附 則（令和6年6月1日）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
（在籍料の廃止）
- 2 在籍料の廃止については、令和6年度秋学期から適用する。
（休学の手続）
- 3 休学手続の期日については、常勤理事会の議を経て理事長が別に定める。

附 則（令和7年4月1日）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（学費等納付金納付期日の施行日）
- 2 学費等納付金納付期日については、令和7年度秋学期から適用する。

附 則（令和8年4月1日）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（特例措置）
- 2 家計が急変した場合における学費等の延納については、第8条第3項の規定にかかわらず、理事長が定める日まで納付を猶予できる。
（休学の手続）
- 3 休学手続の期日については、理事長が定める。

附 則（令和8年8月4日）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月4日から施行する。

別表第1 学費

(1) 大学

【令和9年度以降入学生】

単位：円

納付期日 種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	入学手続時	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日
入学金	160,000	-	-	-	-	-	-	-
授業料	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000
施設設備費	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
教育充実費	5,000	5,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
合計	650,000	490,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000

注1 休学期間は、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

注2 編入学、転入学、再入学及び復籍をする学生については、当該学生に該当する教育課程表に基づき徴収する。

注3 私費外国人留学生の授業料は、20%減免した金額（328,000円）とする。ただし、卒業年次を超えた者については、減免を適用しない。

注4 退学を願い出る学生は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、春学期は4月30日、秋学期は9月30日までに退学願を提出した者は、この限りではない。

注5 編入学、転入学、再入学及び復籍をする学生については、入学又は復籍手続時までに入学金を含む学費等納付金を納めなければならない。

注6 秋学期入学の学生に係る1年次学費等納付金については、秋学期は入学手続時、春学期は4月30日とする。

【令和2～令和8年度入学生】

単位：円

納付期日 種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	入学手続時	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日
入学金	200,000	-	-	-	-	-	-	-
授業料	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000
施設設備費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
教育充実費	5,000	5,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
合計	650,000	450,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

注1 休学期間は、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

注2 編入学、転入学、再入学及び復籍をする学生については、当該学生に該当する教育課程表に基づき徴収する。

注3 私費外国人留学生の授業料は、20%減免した金額（308,000円）とする。ただし、卒業年次を超えた者については、減免を適用しない。

注4 退学を願い出る学生は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、春学期は4月30日、秋学期は9月30日までに退学願を提出した者は、この限りではない。

注5 編入学、転入学、再入学及び復籍をする学生については、入学又は復籍手続時までに入学金を含む学費等納付金を納めなければならない。

注6 秋学期入学の学生に係る1年次学費等納付金については、秋学期は入学手続時、春学期は4月30日とする。

【令和元年度以前入学生】

単位：円

納付期日 種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	入学手続時	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日
入学金	200,000	－	－	－	－	－	－	－
授業料	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000	385,000
施設設備費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
合計	645,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000	445,000

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除する。

注2 私費外国人留学生の授業料は、20%減免した金額（308,000円）とする。ただし、卒業年次を超えた者については、減免を適用しない。

注3 編入学、転入学、再入学及び復籍をする学生については、当該学生に該当する教育課程表に基づき徴収する。

注4 退学を願い出る学生は、当該学期分までの学費等を完納していなければならない。ただし、春学期は4月30日、秋学期は9月30日までに退学願を提出した者は、この限りではない。

【卒業年次を超えた学生】

所定の卒業要件に対する不足単位が12単位以内の者の学費等は授業料の2分の1を減額し、以下のとおりとする。

単位：円

納付期日 種別	令和元年度以前入学生		令和2～令和8年度入学生		令和9年度以降入学生	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日	4月30日	9月30日
授業料	192,500	192,500	192,500	192,500	192,500	192,500
教育充実費	－	－	25,000	25,000	25,000	25,000
施設設備費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
合計	252,500	252,500	277,500	277,500	305,500	305,500

注1 休学期間は、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除する。

注2 この規程は、留学期間中に卒業年次を超えた者も適用される。

(2) 大学院

単位：円

納付期日 種別	1 年次		2 年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	入学手続時	9月30日	4月30日	9月30日
入学金	150,000	－	－	－
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000
施設設備費	50,000	50,000	50,000	50,000
合計	550,000	400,000	400,000	400,000

注1 本法人が設置する大学を卒業した者は、入学金を免除する。

注2 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除する。

注3 私費外国人留学生の授業料は、授業料の20%を減免した金額（280,000円）とする。ただし、2年を超えて在籍する者については、減免を適用しない。

注4 長期履修学生として3年目（2年次修了後）以降の学費等の免除を受ける者は、1年次生は入学手続時または1年次履修登録終了時まで、2年次生は1年次終了時から2年次春学期履修登録終了時まで、所定の手続きを行い、許可された者とする。ただし、社会人特別選抜入試により入学した者に限る。

【大学院の修士課程を2年を超えて在学する学生】

所定の修了要件に対する不足単位が4単位以内の者の学費等は、授業料の2分の1を減額し、以下のとおりとする。

単位：円

種別	納付期日	
	春学期	秋学期
	4月30日	9月30日
授業料	175,000	175,000
施設設備費	50,000	50,000
合計	225,500	225,500

注1 休学期間は、授業料及び施設設備費を免除する。

別表第2 入学検定料

【大学】

単位：円

種別	金額	納付期日
入学検定料	30,000	入学願書提出のとき
大学入学共通テスト検定料	12,000	入学願書提出のとき

注1 同一の入学試験制度内の併願においては、出願する専攻数にかかわらず検定料は上記のとおりとする。

注2 同一の試験日程において、両種別を併願する場合の検定料は35,000円とする。

【大学院】

単位：円

種別	金額	納付期日
入学検定料	30,000	入学願書提出のとき

別表第3 編入学生・転入学生

単位：円

種別	金額	納付期日
転・編入学試験料	30,000	転・編入学入学願書提出のとき

注1 学費の取扱いについては、別表第1のとおりとする。ただし、本法人が設置する短大を卒業し、大学へ編入するものは、入学金を免除する。

別表第4 再入学生

単位：円

種別	金額	納付期日
再入学試験料	30,000	再入学入学願書提出のとき

注1 学費の取扱いについては、別表第1のとおりとする。ただし、入学金は26,000円とする。

別表第5 復籍学生

単位：円

種別	金額	納付期日
復籍料	26,000	復籍手続のとき

注1 学費の取扱いについては、別表第1のとおりとする。

別表第6 研究生

(1) 大学

単位：円

種別	金額	納付期日
研究生認定料	12,000	研究生認定試験願書提出のとき

単位：円

種別 \ 納付期日	春学期	秋学期	春学期入学者 納入額合計	秋学期入学者 納入額合計
	研究生を願い出て 許可されたとき	研究生を願い出て 許可されたとき		
入学金	32,000		32,000	32,000
研究料	75,000	75,000	150,000	75,000
合計			182,000	107,000

注1 本法人が設置する大学または短大を卒業した者、前年度または同年度春学期に本法人が設置する大学または短大の研究生であった者は、入学金を免除する。

(2) 大学院

単位：円

種別	金額	納付期日
研究生認定料	12,000	研究生認定試験願書提出のとき

単位：円

種別 \ 納付期日	春学期	秋学期	春学期入学者 納入額合計	秋学期入学者 納入額合計
	研究生を願い出て 許可されたとき	研究生を願い出て 許可されたとき		
入学金	32,000		32,000	32,000
研究料	75,000	75,000	150,000	75,000
合計			182,000	107,000

注1 本法人が設置する大学院を修了した者、または前年度に本法人が設置する大学院の研究生であった者は、入学金を免除する。

別表第7 委託学生

単位：円

種別	金額	納付期日
委託学生認定料	12,000	委託学生認定試験願書提出のとき

単位：円

種別	金額	納付期日
委託学生料	1 単位につき10,000	委託学生を願い出て許可されたとき

別表第8 科目等履修生

(1) 大学

単位：円

種別	金額	納付期日
科目等履修生認定料	12,000	科目等履修生試験願書提出のとき

単位：円

種別	金額	納付期日
入学金	32,000	科目等履修生を願い出て許可されたとき
科目等履修料	1 単位につき10,000	

注1 本法人が設置する大学または短大を卒業した者、前年度または同年度春学期に本法人が設置する大学または短大の科目等履修生であった者は、入学金を免除する。

注2 本学との協定に基づく科目等履修生に係る入学金及び科目等履修料については、協定校と協議のうえ、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

(2) 大学院

単位：円

種別	金額	納付期日
大学院科目等履修生認定料	12,000	大学院科目等履修生試験願書提出のとき

単位：円

種別	金額	納付期日
入学金	32,000	大学院科目等履修生を願い出て許可されたとき
大学院科目等履修料	1 単位につき 20,000	

注1 本法人が設置する大学院を修了した者、または前年度に本法人が設置する大学院の科目等履修生であった者は、入学金を免除する。

注2 本法人が設置する大学の4年生に在籍し、同大学院研究科の科目等履修を認められた者は、大学院科目等履修生認定料、入学金及び大学院科目等履修料を免除する。

別表第9 特別科目等履修生

単位：円

種別	金額	納付期日
特別科目等履修生認定料	他大学又は他大学院と協議のうえ、常勤理事会の議を経て理事長が定める	特別科目等履修生試験願書提出のとき

単位：円

種別	金額	納付期日
特別科目等履修料	他大学又は他大学院と協議のうえ、常勤理事会の議を経て理事長が定める	特別科目等履修生試験願書提出のとき

別表第10 特別授業科目受講料等

(1) 特別授業科目受講料

【令和8年度以降入学生】

単位：円

種別	金額	納付期日
教職科目受講料	70,000	履修届を提出するとき
学芸員科目受講料	55,000	履修届を提出するとき
日本語教師養成課程科目受講料	30,000	履修届を提出するとき

注1 2年次から教職科目を受講する者は、2年次秋学期の履修登録時に30,000円、3年次春学期の履修登録時に20,000円を納付する。

注2 2年次から教職科目を受講する者のうち、3年次以降に教職科目を受講しない場合の受講料は、

30,000円とする。

注3 教職科目受講料は、教育実習費を含む。

注4 学芸員科目受講料は、博物館実習料を含む。

注5 日本語教師養成課程科目受講料は、日本語教育実習料を含む。

【令和7年度以前入学生】

単位：円

種別	金額	納付期日
教職科目受講料	70,000	履修届を提出するとき
学芸員科目受講料	55,000	履修届を提出するとき
日本語教師養成課程科目受講料	30,000	履修届を提出するとき

注1 教職科目受講料は、教育実習費を含む。

注2 学芸員科目受講料は、博物館実習料を含む。

注3 日本語教師養成課程科目受講料は、日本語教育実習料を含む。